

平成30年(ネ)第164号 損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(1審原告ら) 早川篤雄 外215名

被控訴人兼控訴人(1審被告) 東京電力ホールディングス株式会社

控訴審準備書面(1)

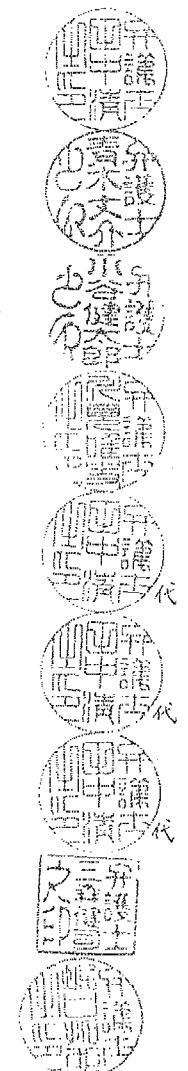
控訴理由書(責任論)に対する反論

平成31年2月15日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

被控訴人兼控訴人(1審被告)

訴訟代理人 弁護士	田 中 清
同	青 木 介
同	小 谷 健太郎
同	川 見 史
同	棚 村 博
同	田 中 幸
同	青 木 翔太郎
訴訟復代理人 弁護士	三 森 司
同	堀 口 也



第1 はじめに

本件訴訟において、1審原告らは、1審被告に対する請求の根拠として、民法709条に基づく一般不法行為責任及び原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）3条1項に基づく原子力事業者の責任を選択的に主張している。

1審被告は、福島第一原子力発電所（以下「本件原発」という。）の運転等を行う原子力事業者であり、本件原発の運転等の際に放射性物質が漏出する事故（以下「本件事故」という。）が発生したことは認め、1審原告らの本訴請求についても、1審原告らの被ったとする被害が本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たり、かつ、損害額の立証がなされる限り、原子力事業者について無過失責任を規定した原賠法3条1項に基づき、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針を踏まえ、賠償に応じる方針である。

他方、1審原告らによる民法上の一般不法行為責任に係る主張については、原賠法に基づく無過失責任の主張との関係で「1審被告の故意・過失」という責任要件をそれぞれ加重するものであるところ、1審被告が原賠法に基づく無過失責任を負う以上は、かかる要件の有無は1審被告の責任原因を何ら左右しないものであり、1審被告の責任を基礎付けるに当たって「1審被告の故意・過失」の存否に係る審理判断を行う必要がないことは明らかである。

また、これらの事情に係る審理を行うことによって審理が長期化することは、迅速な賠償の実現を阻害し、1審原告らとの間における本件訴訟外の賠償手続においては責任原因について争いがないことを前提として迅速に紛争解決が図られていることとも大きく均衡を欠く結果となる。

そもそも、原賠法3条1項の原子力事業者の無過失責任規定は、過失責任に基づく民法上の不法行為の規律に関する特別法として位置付けられるものであり、原子力事故の結果放出される放射性物質の影響による損害は広範囲に及び、多数の被害者が発生することが想定されるが、他方で、高度科学技術に基づく原子力

発電所における過失の認定は容易ではないなどの基礎事情を踏まえて、迅速な被害救済を実現することをその趣旨とするものと解される。

よって、我が国の法制度の下においては、原子力事故に起因する原子力損害については民法規定に優先して原賠法に基づく紛争解決が行われることが想定されていると解されるのである。

したがって、このような1審被告の主張と同様の説示をしている原判決は正当であり、独自の解釈によって原判決を批判する1審原告らの主張は失当である。このことは、本件訴訟と同種の集団訴訟に関する判決をはじめとする多くの裁判例¹も原子力事故については民法上の不法行為の規定の適用はなく原賠法3条1項の規定のみが適用される旨判示していることからも明らかである。

以上より、1審原告らの主張（1審被告の賠償責任に関し、原賠法3条1項ではなく民法上的一般不法行為に基づいて「過失」の有無を争点とする前提とする主張）は、根本的な理解を誤っている点で全く当たらないのであるから、控訴審においては、損害論（1審原告らが主張する損害の有無及びその数額並びに1審原告らが主張する損害と本件事故との間の相当因果関係の有無）に集中して行われるべきである。

第2 1審被告の主張

1 本件訴訟において「国」は被告とされていないことについて

(1) 1審原告らの平成30年10月10日付け『控訴理由書（責任論）』（以下、本書面においては単に「控訴理由書」と略す。）では、国も本件訴訟の被告であるかのような主張が散見される。

例えば、「被告らの対応について、厳しく非難したものに他ならない。」、

¹ 水戸地裁平成20年2月27日判決（判例時報2003号67頁）、東京高裁平成21年5月14日判決（判例時報2066号54頁）、前橋地裁平成29年3月17日判決（判例時報2339号14頁）、千葉地裁平成29年9月22日判決、福島地裁平成29年10月10日判決（判例時報2356号3頁）

「その後も国は、合理的な根拠なく…」（以上につき、控訴理由書20頁）、「被告国の機関である…」（同21頁）、「被告一審被告も国も十分に認識できた」（同28頁、原文ママ）、「やや長文とはなるが、国の主張が余りにも日本海溝等…」（同94頁）などがこれに当たる。

（2）控訴理由書における1審原告らの主張には、以下に述べるとおり、国も本件訴訟の被告であることを前提として、国の規制権限の不行使が違法であるとする国家賠償請求を念頭に置いたと思われる部分ものが認められる。しかしながら、これらの主張は、当事者及び訴訟物を異にするものであるから、1審被告との関係で控訴理由をなすものではない。

ア　国の規制権限の不行使が違法であるとする国家賠償請求を念頭に置いたと思われる部分の例として、第一に、予見可能性の対象（控訴理由書「第4」）が挙げられる。

ここでは、本件訴訟と同種事案である裁判例が示されているが、いずれも国を被告とするものであり、その点において本件訴訟とは決定的に異なる。例えば、福島地裁平成29年10月10日判決（判例時報2356号3頁。以下「福島地裁判決」という。）から引用されている部分（控訴理由書32～33頁）は、同判決中「第3　被告国の損害賠償責任について」という項目の中での判示であって、1審被告の責任と関連性を有するものではない。

イ　第二に、予見可能性を基礎づける知見の程度（控訴理由書「第5」）が挙げられる。

ここでも福島地裁判決が引用されているが、これもまた「第3　被告国の損害賠償責任について」という項目の中での判示であって、1審被告の責任と関連性を有するものではない。

（3）このように、1審原告らの主張は、国を被告とする他の同種訴訟と国を被告

としない本件訴訟との相違を見落とし、国との関係での主張（国の規制権限の不行使が違法であるとする国家賠償請求を念頭に置いた主張）と1審被告との関係での主張を混同するものであるから、失当である。

2 弁論主義違反という1審原告らの主張が失当であることについて

1審被告は、平成25年7月31日付け『答弁書』、平成26年2月6日付け『答弁書』及び平成29年9月19日付け『準備書面（214）』等において、予見可能性の対象を特定した上で、「長期評価を含む本件地震発生当時における地震・津波に関する専門的・科学的な知見をもってしても、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O.P.+15.5m）が発生することを具体的に予見することは不可能であった」こと（平成26年2月6日付け『答弁書』14頁等）、それゆえに「原告らの主張する2002年（平成14年）ないしは2006年（平成18年）時点で、被告において、本件津波又はそれと同程度の津波はおろか、敷地高を超えるような津波の発生すら予見できなかつたものであるから、当該結果を回避するための義務自体觀念できない」こと（平成29年9月19日付け『準備書面（214）』12頁等）を主張してきた。これらの主張は、原判決108頁以下においても、「被告の主張」として整理されている。

このように、1審被告は、1審被告に過失は認められないという評価障害事実を具体的に主張してきたのであるから、これに基づく原判決の判示が弁論主義に違反するという1審原告らの主張は失当である。

なお、1審原告らの主張は、原判決が1審原告らの提出した証拠が1審被告に有利に評価されたことに不満の意を表明するものとも考えられる。しかしながら、原判決は自由心証主義（民事訴訟法247条）や証拠共通の原則に基づいて事実認定をしているのであるから、その点について何ら論難される謂れはなく、原判決は正当なものである。

第3 控訴理由に対する認否及び反論

- 1 「第1 原審判決の判断の構造的欠陥」について
認否の限りでない。
- 2 「第2 原賠法によって民法709条の適用が排除されたとした原判決の法令解釈の誤りについて」について
争う。

本書面の第1で述べたとおり、原賠法3条1項の原子力事業者の無過失責任規定は、過失責任に基づく民法上の不法行為の規律に関する特別法として位置付けられるものであるから、「原賠法は、原子力損害については一般不法行為責任の規定の適用を排除しているものと解するのが相当である。」（福島地裁判決144頁）。

よって、1審原告らの独自の解釈に基づく主張は、失当である。

- 3 「第3 慰謝料の増額要素は故意または重過失には限られないこと」について
争う。

本書面は「責任論」に関する主張を内容とするものであるため、損害額の算定に関する考慮要素については機会を改めて詳述する。

なお、仮に1審被告に過失が認められるとしても、「原賠法3条1項に基づく請求によって認められる損害賠償額と民法上の不法行為に関する規定に基づく請求によって認められる損害賠償額は等価であると解すべきであるから」（原判決153頁）、「被告に、本件事故につき『過失』が認められる場合でも、慰謝料増額事由となる」という1審原告ら主張（控訴理由書13頁）は失当である。また、本件事故について、1審被告に重過失がなかったことは、原判決をはじめとする同種裁判例（例えば、福島地裁判決）が認定しているとおりである。

4 「第4 予見可能性の対象」について

争う。ただし、本書面の第2で述べたとおり、本項目において引用されている裁判例は、いずれも国の規制権限の不行使を争点とする裁判での判示であって、本件訴訟と関連性を有するものではないことに注意を要する。

(1) 1審原告らは、本件における予見可能性の対象として、「本件原発の敷地地盤面を超える程度の津波であれば、非常用電源設備等の安全設備を浸水させ、本件事故を発生させる規模の津波である」(控訴理由書22頁)との前提の下、本件津波ないしそれと同程度の津波の発生まで予見し得る必要はなく、本件原発において全交流電源喪失をもたらし得る程度の津波発生の予見可能性があれば足りると主張し、具体的には、「敷地高さであるO. P. +10mを超えて建屋内に浸水を及ぼし得る程度の津波」が予見できれば、全交流電源喪失から炉心損傷等に至る現実的危険性があると主張する。

しかしながら、1審原告らが主張する津波規模と実際に生じた本件津波とは程度も規模も異なるものであるから、そのような仮想的な津波によって本件事故と同程度の事象が生じ、本件原発から放射性物質が放出されるに至ることについて具体的な主張・立証が必要であると解されるところ、この点は何ら自明ではない上、1審原告らによって具体的な主張・立証もなされていない。

1審被告としても、配管破裂等に起因する内部溢水対策を講じるという見地から、本件原発について原子炉建屋階段開口部への堰の設置、原子炉建屋1階電線管貫通部トレーニングハッチの水密化、原子炉建屋最地下階の残留熱除去系機器室等の入口扉の水密化に加え、タービン建屋についても、非常用電気品室エリアの堰の嵩上げ、非常用ディーゼル発電機室入口扉の水密化、及び復水器エリアの監視カメラ・床漏えい検知機の設置等の様々な溢水対策を実施していた。

また、安全性向上という見地から、津波による浸水対策としても津波が発生した場合の浸水ルートになると考えられる海水配管ダクト内への止水壁の設置、海水配管ダクト内の配管及びケーブルトレイの止水処理等も講じていたものである。したがって、仮に本件津波が敷地高に遡上したとしても、それによつて直ちに電源喪失に至るものではなく、本件原発の運転にどのような影響が生じるかは、遡上した津波が本件原発の設備・機器にどのような影響を与えるかによって決まるものであり、本件津波の程度に至らない津波が遡上したと仮定した場合に、いかなる場合に全電源喪失という本件事故と同様の事象に至るかについては不明であり、予見することは不可能であったといわざるを得ない。

もとより本件事故は、まさに敷地高を大幅に上回る未曾有の津波（1～4号機でO. P. +最大15. 5m、局所的にはO. P. +17mにも及ぶ津波）が襲来し、建屋内部に対する圧倒的な水量、水流、及び水圧による浸水を招いたこと等により、非常用ディーゼル発電機だけでなく配電に必要な電源盤（M/C、P/C）、さらには直流バッテリーまでもがほぼ全面的に被水したために、ここまで事態に至ったものである。

今回事故を起こした1～4号機においても、2号機及び4号機の空冷式ディーゼル発電機自体は被水しなかつたが、いずれもタービン建屋地下1階に設置されていたM/C（高圧配電盤）が被水したために機能喪失した。

仮に本件津波の浸水高が敷地高と同レベルに留まった場合に本件事故と同じように全電源喪失（配電盤や直流バッテリーを含む全面的機能喪失）まで至ったことについては、1審原告らはその蓋然性を基礎付ける主張立証を行っていない。

(2) さらに、1審原告らの主張は結果回避可能性の観点からも問題がある。すなわち、本件事故は、まさに過去に想定されていなかった連動型巨大地震の発生により、最大でO.P.+15.5m、局所的にはO.P.+17mにも及ぶ浸水高をもたらした津波により、相当量の海水が圧倒的な水圧で一気に建屋地下まで浸水・冠水したことにより引き起こされたものである。そのため、たとえ1審被告において、1審原告らがいうような実際に起こった本件津波よりも規模の小さなO.P.+10m超の高さの津波を想定して何らかの対策を仮にとっていたとしても、現実に生じた本件津波が上記のような態様であったものである以上、そのような対策によって本件事故を回避することが可能であったなどということはできない。

(3) よって、本件において1審被告の結果回避義務を基礎付ける予見可能性の対象としては、あくまで本件津波ないしそれと同程度の津波の発生と考えるべきである。

この点について、損害論における事情の1つとして検討されているに留まるものの、原判決が「予見可能性の対象」について、「予見可能性は、結果発生を回避するために必要な結果回避措置を講じることを法的に義務付けるための前提となるものであるから…、結果発生に至る因果経過の基本的部分についての予見可能性があることは必要である。」として（原判決327頁）、1審原告らの主張を排斥したことは、正当な判断であり、1審被告の主張と同様の考え方を探るものと評価できる。

5 「第5 予見可能性を基礎づける知見の程度について」について
争う。ただし、本書面の第2で述べたとおり、本項目において引用されている裁判例は国の規制権限の不行使を争点とする裁判での判示であって、本件訴訟と

関連性を有するものではないことに注意を要する。

(1) 予見可能性は、具体的な結果回避義務を導き出す程度の具体性が必要であり（森島昭夫「不法行為法講義」191頁）、津波の予測という不確かな自然現象に対する予見可能性について、単に抽象的な漠然とした危惧感や不安感で足りると解することはできない。

原子炉施設の安全性評価においては、一定の代表的な事故発生原因（これを「設計基準事象」という。）を確定的に想定し、それに対してどれだけ十分な余裕をもって安全対策が講じられているかという見地からの評価がなされる。かかる評価手法は、想定する事故発生原因の発生確率を問題にすることなく（定量化することなく）、常にその発生を前提にして安全性を検証することから、「確定論的安全評価手法」（「決定論的安全評価手法」ともいう。）という。地震や津波の予測については、試験や実験をすることができないため、専門家間においても様々な見解があり得るが、あくまで原発の安全性を評価する場面においては、上記確定論的安全評価手法の考え方へ従って、後述する土木学会の策定した「津波評価技術」に基づき設計想定津波を確定的に想起することが必要となる。

したがって、かような原子炉施設の安全性評価の基本思想からしても、1審被告の結果回避義務を基礎付けるほどの予見可能性があったといえるためには、1審原告らの主張するような津波発生についての漠然とした危惧感や不安感では足りず、少なくとも、客観的かつ合理的根拠をもって設計基準事象として取り込めるほどの科学的知見が存したとは認められないというべきである。

(2) 1審被告は、本件事故に至るまで、本件原発について、我が国において定着し国際的にも認められている「津波評価技術」に基づき津波対策を講じてきたとともに、最新の科学的・専門的知見についても評価・検討の上で必要な対策を講じてきたものである。また、長期評価や貞觀津波といった未確立の知見についても不断の調査を続けるとともに、確率論的津波評価手法の研究を続けて

いた。

こうした本件事故以前の科学的知見を踏まえれば、客観的・合理的な根拠に基づき、本件原発の所在地において本件津波ないしこれと同程度の津波はおろか、敷地高を超えるような津波ですら、その発生を予見することはできず、本件原発が全電源喪失に至るというような事態も予見することはできなかつた。

したがつて、1審被告が2002年（平成14年）あるいは遅くとも2006年（平成18年）までに巨大地震の発生と津波襲来による本件原発の全電源喪失を予見し得たにもかかわらず、事故防止策を講じるべき義務を怠つたとの1審原告らの主張は、その前提において全く理由のないものである。

6 「第6 一審被告の過失を検討するうえでは一審被告の予見義務の内容と程度を検討することが大前提であること」について
争う。

くり返しになるが、原賠法3条1項が適用される以上、1審被告の過失の有無を検討することは不要であり、これが本件訴訟の大前提である。

これを踏まえ、念のために1審被告に過失がなかつたことについて主張を補充する。

（1）1審原告らの主張

1審原告らは、「過失責任が認められるためには、行為時に結果発生について予見可能性があつたことが要件とされている」（控訴理由書41頁）と整理した上で縷々論じ、結論として、「一審被告としては、2002年『長期評価』の公表後、すみやかに、2002年『長期評価』の示す地震想定を前提として、『津波評価技術』の推計手法を用いて福島第一原子力発電所に想定される浸水高を確認して予見義務を尽くすべきであった」（同45頁）と主張する。

(2) 1審被告の反論（1審被告に過失は認められないこと）

ア 長期評価の内容

しかしながら、地震本部による長期評価は、あくまで各領域における地震発生について指摘しているに留まり、今回のようにそれぞれの領域をまたがり、かつそれが連動して発生するようなマグニチュード9.0、津波マグニチュード(Mt)9.1クラスの巨大地震・巨大津波までをも想定するものではなかった。現に、地震本部が本件地震発生の2か月前の2011(平成23)年1月11日に公表した長期評価においても、本件地震で見られたような「広範囲な震源域の連動」は示されていない。

また、地震本部の発表した長期評価は、現在に至るまで国内原子力発電所の標準的な津波評価方法を定めた唯一の基準である「津波評価技術」に基づく津波評価に不可欠な「波源モデル」を示すものではなく、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの具体的にどここの領域で、どれだけの幅、長さの断層が生じるのか、すべり量はどの程度か、その結果本件原発にどれだけの高さの津波が到達するのか、具体的には何ら明らかにするものではなかった。本件地震がそうであったように、長さ500km、幅200kmの範囲で、最大すべり量50mの断層が生じ、その結果発生する津波の波高というものについて、本件地震発生当時に具体的に予想されていたなどとは到底いうことができない。

イ 政府機関を含む我が国などの地震に係る専門機関も今回のような複数震源領域における連動型地震及びそれに伴う巨大津波の発生の発生を見できず、また実際に予見していなかつたこと

「長期評価」を公表した地震本部自身、本件地震発生当日に発表した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価」において、「地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらす

べての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

さらに、2011（平成23）年4月27日に開催された中央防災会議において示された「東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題」の中でも「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模と広域で甚大な津波災害」が挙げられている。この中央防災会議の専門部会が2011（平成23）年9月28日にとりまとめた「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」においても、本件津波の特徴について「今回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であった。我が国過去数百年の地震発生履歴からは想定することができなかつたマグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したことが主な原因である。」とされている。

このように、1審被告はおろか、政府機関を含む我が国どの地震に係る専門機関も今回のような複数震源領域における連動型地震及びそれに伴う巨大津波の発生の発生を見できず、また実際に予見していなかつたことが認められるのである。

ウ 小括

よって、同長期評価を含む本件地震発生当時における地震・津波に関する専門的・科学的な知見をもってしても、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O.P.+15.5m）が発生することを具体的に予見することは不可能であった。

したがって、予見可能性が認められない以上、「長期評価」公表後に津波（1審被告の主張では、「本件地震によって発生したような高い津波」）が発生すること予見すべき義務を観念することもできないのであるから、1審被告がかかる予見義務を懈怠したという過失が認められることはない。

7 「第7 一審被告に認められる重過失」について
争う。

くり返しになるが、原賠法3条1項が適用される以上、1審被告の過失の有無を検討することは不要であり、これが本件訴訟の大前提である。それゆえ、責任論の観点から重過失の有無を検討することが不要であることも明らかである。

なお、1審原告らの控訴理由書における主張を見ると、「慰謝料の算定に際しても、一審被告の重大な過失は当然にその算定に際して適切に考慮されるべきものである。」とされているため（控訴理由書79頁）、損害論の観点からの主張であるとの理解の下、1審被告の反論を整理する。

(1) 第一に、「『長期評価』公表後に津波を予見すべき義務」を觀念できないことはすでに述べたとおりであるから、かかる予見義務を注意義務の内容とする1審原告らの主張は失当である。

(2) 第二に、1審被告が「2008年推計に基づく結果回避措置を怠った」との事実も認められないから、この点に関する1審原告らの主張も失当である。

なお、例えば平成26年2月6日付け『答弁書』18頁以下で述べたように、1審被告は、2008（平成20）年に1審被告が佐竹論文に記載された貞観津波の波源モデルを基にして、一定の仮定の下に津波水位の試計算をしたところ、最大でO.P.+9.2mの数値を得て、1審被告が、2009（平成21）年8月28日及び9月7日に、原子力安全・保安院の要請で貞観津波の評価等の取り組みについて、波源モデル確定のための研究計画、津波堆積物調査予定等について説明をし、その際に原子力安全・保安院に対し、貞観津波は知見が確定しておらず土木学会に検討を委託したと説明し、その後1審被告が原子力安全・保安院の求めに応じて、佐竹論文を基にすれば津波高は本件原発で8.6m～8.9mになると説明した。

また、貞観津波については、1審被告は2008（平成20）年10月時点

で、既に産業技術総合研究所の佐竹健治氏より投稿準備中の論文について提供を受け、検討を開始している。同論文では、仙台平野及び石巻平野の津波堆積物調査結果に基づき、貞観津波の発生位置及び規模が推定されるとともに、波源モデル（断層モデル）についても2つの案が示されていた。しかし、波源モデルの確定にまでは至っておらず、確定のためには福島県沿岸等の津波堆積物調査を行うことが必要であるとされていた。また、このような内容は翌年4月に正式に発表された論文の中でも維持されていた。

そこで、1審被告は、2009（平成21）年6月に、具体的な波源モデルの策定について土木学会へ審議を委託した。それとともに、福島第一、福島第二原子力発電所への貞観地震による津波の影響の有無を調査するため、福島県の太平洋沿岸において津波堆積物調査を実施した。調査の結果、福島県北部では標高4m程度まで貞観津波による津波堆積物を確認したが、南部（富岡～いわき）では津波堆積物を確認できなかった。そのため、貞観津波についても、波源の確定のためには今後のさらなる調査・研究が必要と考えたものである。

なお、貞観津波の波源モデルは、結局、本件地震発生当時においても確定されていなかった。また、そもそも今回の東北地方太平洋沖地震は、佐竹論文にあるような地震規模（最大でマグニチュード8.4）とは次元の異なる、より広範囲を震源域とするマグニチュード9.0の運動的巨大地震であった。

このように、1審被告においては、土木学会に対して波源モデルの策定に係る検討を委託するなどしていたが、そのような検討が結論に至る前に本件事故の発生に至ったというのが実情である。

もちろん、「営利企業としての経済合理性が優先され津波対策が先送りされた」（控訴理由書73頁）というような事実はなく、同様の主張がなされた別件訴訟である福島地裁判決においても、「経済合理性を優先してあえて対策を取らなかったといった、故意やそれに匹敵する重大な過失があったとはまでは認め難い。」と明確に判示されている（福島地裁判決148～149頁）。

(3) 第三に、1審被告が「2010（平成22）年12月に土木学会において日本海溝南部では延宝房総沖地震の波源モデルを想定することが異論なく確認されたにもかかわらず何らの防護措置も講じられずに原子炉の稼働を続けた」との事実も認められないから、この点に関する1審原告らの主張も失当である。

すでに述べたとおり、1審被告においては、土木学会に対して波源モデルの策定に係る検討を委託するなどしていたが、そのような検討が結論に至る前に本件事故の発生に至ったというのが実情である。

8 「第8 原判決が重過失とはいえないとして挙げた根拠事実は一審被告が主張したものではなく弁論主義に反すること」について争う。

本書面の第2で述べたとおり、1審被告は、1審被告に過失は認められないという評価障害事実を具体的に主張してきたのであるから、これに基づく原判決の判示が弁論主義に違反するという1審原告らの主張は失当である。

9 「第9 原判決が重過失とはいえないことの理由として挙げた事情は考慮に値する事情ではないこと」について争う。

(1) 1審原告らの主張の要旨は、「これらの知見、事実はいずれも『長期評価』の信頼性を減殺させるものではなく、重過失を否定する根拠にはなりえない。」（控訴理由書81頁）にあると考えられる。

(2) しかしながら、原判決は、「長期評価」の信頼性が減殺されるか否かという点に固執して重過失の有無を判断しているわけではない。

原判決は、「このような諸事情に照らせば、本件事故発生前、被告において、

平成20年津波試算における想定津波のような津波が到来する可能性は完全には否定できないものの、そのような津波が到来する可能性は極めて低く、現実的な可能性はないと認識していたものとしても、著しく合理性が欠けるとまでは認められず、また、上記の認識に基づく対応についても、著しく合理性が欠けるとまでは認められない。」と述べているのである（原判決331頁）。

すなわち、原判決は、原審で認定された各事実を総合考慮した上で、1審被告に重過失はないと判断したのである。

(3) 仮に原判決が挙げた土木学会アンケート、マイアミ論文、確率論的安全評価が確立していなかったこと及び中央防災会議において「長期評価」の知見が取り入れられなかつたことなどが「『長期評価』信頼性を減殺させるものではない」としても、それが直ちに、1審被告の重過失を肯定する根拠になるものではない。

確かに、1審原告らが引用する福島地裁判決は、「マイアミ論文を含め『長期評価』から想定される津波の発生頻度が設計上無視できるほど低いと認めるに足りる証拠はない。」（福島地裁判決116頁）と述べているが、一方で、1審被告に「故意やそれに匹敵する重大な過失があったとまでは認め難い。」（同148～149頁）と結論づけている。

このように、1審原告らが引用する福島地裁判決によっても、「長期評価」の信頼性が減殺されるか否かという論点と1審被告に重過失が認められるか否かという論点との間に関連性を認めることはできないのである。

(4) 以上をまとめると、1審原告らは、損害額の増額事由として1審被告に本件事故について重過失があったことを立証する責任を負うところ、1審原告らがこれを立証できなかつたに過ぎず、それゆえに、原判決は「被告において、本件事故の発生について認識し、かつ、これを認容していたという故意があつた

と認めることはできず、また、被告に故意と同視すべき重過失があったと認めることもできない。」（原判決331頁）と判示しているのである。

よって、この点に関する原判決の判断は正当であり、これを不当に論難する1審原告らの主張は失当である。

なお、1審原告らは、控訴理由書「第7」において、損害論の観点から1審被告に重過失があった旨の主張をしているが、かかる主張が失当であることは本書面の第3「7」で述べたとおりである。したがって、1審被告に本件事故について重過失があったとは認められないという原判決の結論が左右されることはない（同種の集団訴訟案件における判決を見ても、かかる結論は明らかである。）。

10 「第10 結論」について 争う。

以 上